

第13章 被用者年金一元化に向けた情報共有化・ワンストップサービスに関する事務

第1節 これまでの経緯

我が国の公的年金制度は、昭和36年の国民年金の創設により国民皆年金の体制が整えられ、昭和40年代を中心に大幅な給付水準の引上げが図られてきた。

また、分立する制度間の給付内容の相違や年金成熟化の度合等により費用負担の増大が問題点として指摘されるようになり、昭和50年代半ば頃から公的年金制度の一元化の議論が提起されるようになった。

当時、さまざまな議論があったが、昭和59年2月に一元化の考え方や方策などを内容とした閣議決定が行われ、この閣議決定に沿った方向で昭和70年（平成7年）を目途に公的年金制度の一元化を完了することで整備が進められ、昭和61年度には給付面においては各制度共通の基礎年金の導入を、また、負担面においては、当該基礎年金制度導入による基礎的費用の共有化や、平成2年度からは被用者年金制度間の財政調整事業が実施されることとなった。

また、一段と、厳しい財政状況にあるJR共済、JT共済への支援や今後の対応などを検討する必要から、平成6年3月、「公的年金制度に関する関係閣僚会議」の下に「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が設置され、平成7年7月に財政単位の拡大や費用負担の平準化などを内容とした報告書が取りまとめられ、この報告書を踏まえた形で、平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」の閣議決定が行われ、JR共済、JT共済及びNTT共済が厚生年金保険に統合されることが決定され、平成9年4月に同3共済は厚生年金保険に統合された。

その後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから平成12年6月に「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が約5年ぶりに再開され、平成13年2月に開催された当該懇談会においてまとめられた報告書を基に、「公的年金制度の一元化の更なる推進について」が平成13年3月に閣議決定された。当該閣議決定により、以下の事項等が決定された。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。

この平成13年3月の閣議決定を受け、同年6月には「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律」

（平成13年法律第101号）が成立し、同共済組合は平成14年4月から厚生年金保険に統合されることになった。

第13章 被用者年金一元化に向けた情報共有化・ワンストップサービスに関する事務

また、国共済・地共済両制度の財政単位の一元化を図るための検討については、財務省と総務省が平成13年10月に「第1回公務員共済年金財政単位一元化研究会」を設置し、平成15年6月に「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」がとりまとめられ、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合共に、組織、制度は独立したままで財政単位を一元化し、両制度で互いに助け合うように財政調整を行うこととされた。

これを踏まえ、平成16年6月に地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位を一元化等を盛り込んだ「地方公務員共済組合法の一部を改正する法律」（平成16年法律第132号）が成立した。

その後は、年金制度の一元化を含めた公的年金制度全般の見直しについては、各種の懇談会や会議の場において、見直しを提言する議論はされたものも、具体的な進捗は見られなかった。

しかし、平成17年8月に開催された「与党年金制度改革協議会」以降は、一元化に関する議論が再び活性化し、同年9月に開催された「閣僚懇親会」において設置することが決定された「被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議」が開催された以降は、同連絡会議を中心に保険料水準の統一、制度的差異の解消、職域部分の取扱い及び事務組織など一元化に関する主要な論点が集中的に議論された。

平成18年1月16日には、政府は被用者年金制度一元化の基本方針を4月下旬の大型連休までに閣議決定することを目指し「被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会」を発足させ、同年4月24日に閣議決定の原案としての7項目からなる「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針（案）」が提案され、了承された。

これを受け、同月28日に政府・与党協議会で了承された基本方針と同内容で、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本とした「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定され、

- ・ 平成22年度に保険料率を厚生年金保険と統一
- ・ 積立金は共通財源として仕分け
- ・ 追加費用削減
- ・ 制度的な差異は厚生年金保険に揃える
- ・ 事務組織等の取扱いについては、無駄のない効率的なものにすること等

が同基本方針に盛り込まれた。

その後は、同年12月19日に「被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会」が開催され、政府・与党は「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」について合意された。

ここでは、「被用者年金制度の一元化については、平成18年4月28日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。」とし、具体的には、

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用削減のため、税財源である恩給機関に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置（給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ 、減額後の給付額 ≥ 230 万円）

などを講じることとされた。

以上の経緯を踏まえ、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が、平成19年4月13日の閣議決定を経て、同日付けで国会に提出された。

しかし、同法案は、継続審議が繰り返されてきたが、実質的に一度も審議されないまま、平成21年7月21日の第171回通常国会の解散に伴い、廃案となった。

廃案後の一元化に関する議論は、平成22年10月に内閣総理大臣の下に設置された「政府・与党社会保障改革検討本部」の下に設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」などで行われていたが、平成22年12月に閣議決定された「社会保障改革の推進について」に基づき、社会保障と税の一体改革の具体的方向性について取りまとめた「社会保障・税一体改革成案」が平成23年6月30日の「政府・与党社会保障改革検討本部」において決定され、翌7月1日に閣議報告された。この成案の中では、被用者年金一元化については、年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善項目の一つとして明記され、これら現行制度の改善項目については、検討の場として、「社会保障審議会年金部会」等の場において、さらに内容を詰め、平成24年以降速やかに法案提出を予定することとされた。

平成23年8月26日から「社会保障審議会年金部会」が開催され、当面、「成案」に盛り込まれた年金制度改革のうち、「現行制度の改善」に関する項目（最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等）の実現に向けた検討を進めることとされた。なお、被用者年金の一元化については、厚生年金（厚生労働省が所管）と共済年金（財務省・総務省・文部科学省が所管）との間の調整が必要なため、関係省庁間において検討を進め、その状況を年金部会に報告することとされた。

平成23年12月5日、「政府・与党社会保障改革本部」が開かれ、本部長（内閣総理大臣）から

- (1) 年内目途に、6月の「成案」を具体化した「素案」とりまとめ。
- (2) 政府・与党間で十分調整。政府部内は、関係5大臣を中心にとりまとめ。
- (3) 社会保障の機能強化の内容等を国民にわかりやすく説明。

との指示が出された。

平成23年12月20日、「関係5大臣会合」で社会保障・税一体改革素案骨子（社会保障部分）が取りまとめられ、12月30日に素案原案が決定された。素案原案の内、被用者年金一元化については、

第13章 被用者年金一元化に向けた情報共有化・ワンストップサービスに関する事務

- 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。
- 平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。

こととされた。

平成24年1月6日、「政府・与党社会保障改革本部」が開かれ、消費税率の引上げと年金を含む社会保障制度改革案を柱とする「社会保障・税一体改革の素案」が正式決定され、同日閣議報告された。

平成24年2月17日には、前記「社会保障・税一体改革の素案」がほぼ原案どおりに「社会保障・税一体改革大綱」として閣議決定され、同年4月13日に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（いわゆる被用者年金一元化法案）が第180回通常国会提出され、同年8月10日に可決・成立し、同月22日に公布された。

「被用者年金一元化法」の主な内容としては、

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。公的年金としての3階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。^(注)

とされ、(1)～(5)の施行日は平成27年10月、(6)公務員の恩給期間に係る追加費用削減は平成25年8月からとされた。

また、職域部分廃止後の公務員の退職給付の在り方については、人事院調査及び「一元化法」附則第2条を踏まえ、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」が副総理の下におかれ、職域部分廃止後の新たな年金について検討が重ねられ、平成24年7月5日に報告書がまとめられ、「退職給付の一部に民間におけるキャッシュ・バランス方式を参考とした年金（「年金払い退職給付」）を導入することが適当である」とされた。

これを踏まえ、同年11月2日「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（年金払い退職給付法案）が第181回臨時国会に提出され、同月16日当日に可決・成立し、26日に公布された。これにより、職域部分に代わる年金として「年金払い退職給付」が設けられることになった。

（注）

追加費用削減については、詳細事項が政令委任となっていたが、平成25年8月1日に「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（平成25年政令第227号）が施行され、追加費用対象期間に係る共済年金の額について、本人の負担割合に見合った水準まで一律27%削減することとされた（平成25年10月支給期より減額）。

第2節 情報共有化・ワンストップサービスの実施に係る対応

被用者年金制度の一元化（以下この節において「一元化」という。）に向けた情報共有化の推進については、平成18年4月28日に閣議決定された「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」において、年金相談等の情報共有化を推進することとされた。これを受け、厚生労働省、財務省、総務省及び文部科学省の関係四省と日本年金機構、国共連合会、私学共済、各共済組合及び連合会は、一元化の形態に関わらず、年金加入者が、自身の年金個人記録に基づく年金相談等を1か所で受けられるよう（いわゆるワンストップサービス）、情報共有化を推進することとされた。

一元化により、各共済組合が厚年法に基づく年金の受給権が発生した者に対し、いずれの実施機関（日本年金機構、国共連合会、私学共済及び各共済組合をいう。）の窓口でも受給権者記録に関する相談・照会に応じることや、厚年法に基づく年金の請求書等を受付けし、請求書等の裁定進捗状況を各実施機関で確認できるようにするため、連合会は、各実施機関間を繋ぐシステムを構築した。

第3節 厚年法に基づく年金給付に係る対応

連合会においては、被用者年金一元化法の施行（平成27年10月1日）後の厚年法に基づく年金給付に係る対応として、被用者年金一元化法に対応するための標準システムのシステム改修事務及び年金情報共有化・ワンストップサービスのための年金個人情報の提供に関する事務を実施するため、平成25年4月よりその準備を進めた。

なお、被用者年金一元化法に対応するための標準システムのシステム改修の主な内容としては、以下のとおり。

1 厚生年金と共済年金との制度間差異の解消

(1) 被保険者の年齢制限

共済年金（私学共済を除く）は、被保険者の年齢制限は設けていなかったが、厚生年金の年齢制限（70歳まで）に揃える改修。

(2) 遺族共済年金等の転給の廃止

共済年金は、先順位者が失権した場合、次順位者に支給されることとなっていたが、先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されないこととする改修。

2 標準報酬制度への移行

地方公務員共済制度においては、保険料の算定基礎について給料を基準に計算する「手当率制」を採用していたが、厚生年金、国家公務員共済年金等が採用している「標準報酬制」に移行する改修。